原子力災害対策特別措置法に基づく指示の新旧対照表

〈令和８年１１月１２日付けで変更となった箇所〉（抜粋）

変更後	変更前
１～３２．略	１～３２．略
３３．福島県会津若松市において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、むきたけ、くりたけ、ならたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ（削除）及びまいたけについては、この限りではない。	３３．福島県会津若松市において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、むきたけ、くりたけ（追加）並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ~~、ならたけ~~及びまいたけについては、この限りではない。
３４～３６．略	３４～３６．略
３７．福島県会津美里町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、なめこ、むきたけ、ならたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、（削除）くりたけ及びまいたけについては、この限りではない。	３７．福島県会津美里町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、なめこ、むきたけ（追加）並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、~~ならたけ、~~くりたけ及びまいたけについては、この限りではない。
３８～３９．略	３８～３９．略
４０．福島県昭和村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、むきたけ、まいたけ、くりたけ、なめこ、しゃかしめじ、まつたけ並びに貴県の	４０．福島県昭和村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、むきたけ、まいたけ、くりたけ、なめこ（追加）並びに貴県の

定める出荷・検査方針に基づき管理される（削除）ならたけについては、この限りではない。	定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ及びならたけについては、この限りではない。
４１～５８．略	４１～５８．略
（削除）	~~５９．福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。~~
５９．真野川（支流を含む。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。	６０．真野川（支流を含む。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
６０～６１．（番号修正）略	６１～６２．略
６２．太田川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（松川（支流を含む。）に限る。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。	６３．太田川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）~~並びに~~福島県内の阿武隈川（追加）~~（支流を含む。）~~において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
６３～７２．（番号修正）略	６４～７３．略

指　示

令和８年１１月１２日

福島県知事
　内堀　雅雄　殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
高市　早苗

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項に基づく令和８年７月１日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

１．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年４月２０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域（環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区（完了地区を含む。）及び実施予定地区（候補として検討されている農地を含む。）を除く。）を除く。）に限る。）において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の

長、関係事業者及び住民等に要請すること。

２．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年４月２０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域（環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区（完了地区を含む。）及び実施予定地区（候補として検討されている農地を含む。）を除く。）を除く。）に限る。）において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

３．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年４月２０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域（環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区（完了地区を含む。）及び実施予定地区（候補として検討され

ている農地を含む。）を除く。）を除く。）に限る。）において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

４．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年４月２０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域（環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区（完了地区を含む。）及び実施予定地区（候補として検討されている農地を含む。）を除く。）を除く。）に限る。）において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出されたうめについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

６．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出されたゆずについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

７．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出されたくりについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

８．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難

区域に限る。）において産出されたキウイフルーツについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

９．福島県福島市（旧福島市及び旧小国村の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村の区域に限る。）及び伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。）において産出された平成２３年産の米について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１０．福島県広野町、楢葉町（福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署２５１林班の一部、２５２林班、２５３林班の一部、２５８林班から２７０林班まで、２８３林班から３００林班まで及び３０１林班から３０３林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル以上３０キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署２００４林班から２０８７林班まで、２０８８林班の一部、２０８９林班から２０９１林班まで、２０９５林班から２０９９林班まで及び２１３０林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。）、伊達市（旧月舘町（月舘町月舘（関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰に限る。）及び月舘町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）に限る。）、旧掛田町（霊山町山野川に限る。）、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）及び保原町柱田（挟田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸に限る。）に限る。）、旧堰本村（梁川町大関（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。）、旧石戸村、旧上保原村、旧霊山村、旧小手村及び旧富野村（梁川町八幡に限る。）の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村（渋川及び米沢に限る。）、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村（岩代町）及

び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、桑折町（旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。）、国見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、川俣町（旧飯坂村の区域に限る。）、三春町（旧沢石村の区域に限る。）及び大玉村（旧玉井村の区域に限る。）において産出された平成２４年産の米について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理される平成２４年産の米については、この限りでない。

１１．福島県福島市（旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、相馬市（旧玉野村の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村の区域に限る。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署２５１林班の一部、２５２林班、２５３林班の一部、２５８林班から２７０林班まで、２８３林班から３００林班まで及び３０１林班から３０３林班までの一部の区域に限る。）、南相馬市（小高区、原町区（片倉（字行津の区域に限る。）、馬場（字五台山、字横川及び字薬師岳の区域に限る。）、高倉（字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。）、雫（字袖原の区域に限る。）、小浜（字間形沢を除く区域に限る。）、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木廼、鶴谷、大甕（字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。）、高（字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現壇、字原、字鍛冶内、字舘ノ内、字弥勒堂、字薬師堂、字御稲荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。）及び大原（字和田城の区域に限る。）の区域に限る。）並びに市内国有林磐城森林管理署２００４林班から２０８７林班まで、２０８８林班の一部、２０８９林班から２１０２林班まで、２１０４林班から２１０９林班まで及び２１３０林班を除く区域に限る。）、伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村の区域に限る。）、川俣町（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署１６１林班から１６５林班まで及び１６７林班の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、広野町、楢葉町、川内村及び飯舘村（長泥並びに村内国有林磐城森林管理署２３０４林班、２３０５林班及び２３１０林班から２３１２林班までを除く区域に限る。）において産出される２５年産の米について、貴県の定める管理計画に基づき管理することとし、同管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよ

う、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１２．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、楢葉町、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される２６年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１３．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、楢葉町、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される２７年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１４．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、楢葉町、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を

除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２６年９月１２日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される２８年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１５．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２６年９月１２日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される２９年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１６．福島県川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される３０年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１７．福島県大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される３１年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１８．福島県大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（令和２年３月５日に立入規制が緩和された区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される令和２年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１９．福島県大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、葛尾村（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される令和３年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２０．福島県富岡町（平成３０年３月９日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成２９年１２月２２日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯舘村（平成３０年４月２０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される令和４年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２１．福島県富岡町（平成３０年３月９日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された避難指示

解除準備区域及び平成２９年１１月１０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成２９年１２月２２日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯舘村（平成３０年４月２０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される令和５年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２２．福島県富岡町（平成３０年３月９日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成２９年１１月１０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成２９年１２月２２日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯舘村（平成３０年４月２０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される令和６年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２３．福島県双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成２９年１２月２２日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯舘村（平成３０年４月２０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される令和７年産及び令和８年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２４．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町、双葉町、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出された原乳に

ついて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２５．福島県飯舘村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

２６．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、南相馬市、田村市（福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域に限る。）、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村及び川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域に限る。）において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２７．福島県相馬市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

２８．福島県伊達市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

２９．福島県川俣町において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

３０．福島県相馬市及びいわき市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

３１．福島県南相馬市、いわき市及び棚倉町において採取されたきのこ類（野生

のものに限る。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ及びまいたけについては、この限りではない。

３２．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村及び飯舘村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ及びまいたけについては、この限りではない。

３３．福島県会津若松市において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、むきたけ、くりたけ、ならたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ及びまいたけについては、この限りではない。

３４．福島県下郷町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、むきたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ、くりたけ及びまいたけについては、この限りではない。

３５．福島県北塩原村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、くりたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ及びまいたけについては、この限りではない。

３６．福島県西会津町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に

要請すること。ただし、まいたけ、なめこ、むきたけ、くりたけ、ならたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけについては、この限りではない。

３７．福島県会津美里町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、なめこ、むきたけ、ならたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、くりたけ及びまいたけについては、この限りではない。

３８．福島県只見町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、ならたけ、ぶなはりたけ、なめこ、むきたけ、くりたけ、まいたけ及びまつたけについては、この限りではない。

３９．福島県柳津町及び三島町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、まいたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ及びくりたけについては、この限りではない。

４０．福島県昭和村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、むきたけ、まいたけ、くりたけ、なめこ、しゃかしめじ、まつたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるならたけについては、この限りではない。

４１．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村及び葛尾村において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４２．福島県伊達市において産出されたわさび（畑において栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管

理計画に基づき管理されるわさびについては、この限りではない。

４３．福島県川俣町（山木屋の区域に限る。）において産出されたわさび（畑において栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４４．福島県須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町及び葛尾村において産出されたうど（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４５．福島県国見町において産出されたうわばみそう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４６．福島県伊達市、郡山市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町及び葛尾村において産出されたくさそてつについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４７．福島県福島市、二本松市、南相馬市及び大玉村において産出されたくさそてつ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４８．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村及び葛尾村において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４９．福島県西会津町及び只見町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５０．福島県二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき

市、川俣町、楢葉町、川内村及び葛尾村において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５１．福島県広野町及び大玉村において産出されたぜんまい（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５２．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村及び葛尾村において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５３．福島県葛尾村において産出されたふきについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５４．福島県楢葉町において産出されたふき（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５５．福島県福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、広野町、楢葉町及び葛尾村において産出されたふきのとう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５６．福島県南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村及び葛尾村において産出されたわらびについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５７．福島県福島市、二本松市、いわき市、伊達市及び広野町において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５８．真野川（支流を含む。）及び新田川（支流を含む。）において採捕されたあ

ゆ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

５９．真野川（支流を含む。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６０．真野川（支流を含む。）において採捕されたふな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６１．新田川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。

６２．太田川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（松川（支流を含む。）に限る。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６３．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（１２月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６４．福島県富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（１２月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、富岡町（平成30年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成29年９月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に

限る。）、浪江町（平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成30年５月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯舘村（平成30年４月20日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）において貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りではない。

６５．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村及び飯舘村において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

６６．貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

６７．貴県において捕獲されたかるがもの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

６８．貴県において捕獲されたきじの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

６９．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村及び檜枝岐村において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

７０．貴県において捕獲されたのうさぎの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

７１．貴県において捕獲されたやまどりの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

７２．貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるしかの肉については、この限りではない。

（参考）

指　示

令和８年７月１日

福島県知事
　内堀　雅雄　殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
高市　早苗

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項に基づく令和８年６月８日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

１．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年４月２０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域（環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区（完了地区を含む。）及び実施予定地区（候補として検討されている農地を含む。）を除く。）を除く。）に限る。）において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の

長、関係事業者及び住民等に要請すること。

２．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年４月２０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域（環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区（完了地区を含む。）及び実施予定地区（候補として検討されている農地を含む。）を除く。）を除く。）に限る。）において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

３．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年４月２０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域（環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区（完了地区を含む。）及び実施予定地区（候補として検討され

ている農地を含む。）を除く。）を除く。）に限る。）において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

４．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年４月２０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域（環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区（完了地区を含む。）及び実施予定地区（候補として検討されている農地を含む。）を除く。）を除く。）に限る。）において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出されたうめについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

６．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出されたゆずについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

７．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出されたくりについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

８．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難

区域に限る。）において産出されたキウイフルーツについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

９．福島県福島市（旧福島市及び旧小国村の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村の区域に限る。）及び伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。）において産出された平成２３年産の米について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１０．福島県広野町、楢葉町（福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署２５１林班の一部、２５２林班、２５３林班の一部、２５８林班から２７０林班まで、２８３林班から３００林班まで及び３０１林班から３０３林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル以上３０キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署２００４林班から２０８７林班まで、２０８８林班の一部、２０８９林班から２０９１林班まで、２０９５林班から２０９９林班まで及び２１３０林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。）、伊達市（旧月舘町（月舘町月舘（関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰に限る。）及び月舘町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）に限る。）、旧掛田町（霊山町山野川に限る。）、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）及び保原町柱田（挟田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸に限る。）に限る。）、旧堰本村（梁川町大関（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。）、旧石戸村、旧上保原村、旧霊山村、旧小手村及び旧富野村（梁川町八幡に限る。）の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村（渋川及び米沢に限る。）、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村（岩代町）及

び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、桑折町（旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。）、国見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、川俣町（旧飯坂村の区域に限る。）、三春町（旧沢石村の区域に限る。）及び大玉村（旧玉井村の区域に限る。）において産出された平成２４年産の米について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理される平成２４年産の米については、この限りでない。

１１．福島県福島市（旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、相馬市（旧玉野村の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村の区域に限る。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署２５１林班の一部、２５２林班、２５３林班の一部、２５８林班から２７０林班まで、２８３林班から３００林班まで及び３０１林班から３０３林班までの一部の区域に限る。）、南相馬市（小高区、原町区（片倉（字行津の区域に限る。）、馬場（字五台山、字横川及び字薬師岳の区域に限る。）、高倉（字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。）、雫（字袖原の区域に限る。）、小浜（字間形沢を除く区域に限る。）、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木廼、鶴谷、大甕（字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。）、高（字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現壇、字原、字鍛冶内、字舘ノ内、字弥勒堂、字薬師堂、字御稲荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。）及び大原（字和田城の区域に限る。）の区域に限る。）並びに市内国有林磐城森林管理署２００４林班から２０８７林班まで、２０８８林班の一部、２０８９林班から２１０２林班まで、２１０４林班から２１０９林班まで及び２１３０林班を除く区域に限る。）、伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村の区域に限る。）、川俣町（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署１６１林班から１６５林班まで及び１６７林班の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、広野町、楢葉町、川内村及び飯舘村（長泥並びに村内国有林磐城森林管理署２３０４林班、２３０５林班及び２３１０林班から２３１２林班までを除く区域に限る。）において産出される２５年産の米について、貴県の定める管理計画に基づき管理することとし、同管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよ

う、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１２．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、楢葉町、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される２６年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１３．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、楢葉町、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される２７年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１４．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、楢葉町、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を

除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２６年９月１２日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される２８年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１５．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２６年９月１２日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される２９年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１６．福島県川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される３０年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１７．福島県大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される３１年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１８．福島県大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（令和２年３月５日に立入規制が緩和された区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される令和２年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

１９．福島県大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、葛尾村（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される令和３年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２０．福島県富岡町（平成３０年３月９日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成２９年１２月２２日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯舘村（平成３０年４月２０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される令和４年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２１．福島県富岡町（平成３０年３月９日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された避難指示

解除準備区域及び平成２９年１１月１０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成２９年１２月２２日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯舘村（平成３０年４月２０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される令和５年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２２．福島県富岡町（平成３０年３月９日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成２９年１１月１０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成２９年１２月２２日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯舘村（平成３０年４月２０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される令和６年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２３．福島県双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成２９年１２月２２日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯舘村（平成３０年４月２０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される令和７年産及び令和８年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２４．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町、双葉町、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出された原乳に

ついて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２５．福島県飯舘村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

２６．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、南相馬市、田村市（福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域に限る。）、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村及び川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域に限る。）において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

２７．福島県相馬市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

２８．福島県伊達市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

２９．福島県川俣町において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

３０．福島県相馬市及びいわき市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

３１．福島県南相馬市、いわき市及び棚倉町において採取されたきのこ類（野生

のものに限る。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ及びまいたけについては、この限りではない。

３２．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村及び飯舘村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ及びまいたけについては、この限りではない。

３３．福島県会津若松市において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、むきたけ、くりたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ及びまいたけについては、この限りではない。

３４．福島県下郷町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、むきたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ、くりたけ及びまいたけについては、この限りではない。

３５．福島県北塩原村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、くりたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ及びまいたけについては、この限りではない。

３６．福島県西会津町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に

要請すること。ただし、まいたけ、なめこ、むきたけ、くりたけ、ならたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけについては、この限りではない。

３７．福島県会津美里町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、なめこ、むきたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、ならたけ、くりたけ及びまいたけについては、この限りではない。

３８．福島県只見町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、ならたけ、ぶなはりたけ、なめこ、むきたけ、くりたけ、まいたけ及びまつたけについては、この限りではない。

３９．福島県柳津町及び三島町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、まいたけ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ及びくりたけについては、この限りではない。

４０．福島県昭和村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、むきたけ、まいたけ、くりたけ、なめこ並びに貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ及びならたけについては、この限りではない。

４１．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村及び葛尾村において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４２．福島県伊達市において産出されたわさび（畑において栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管

理計画に基づき管理されるわさびについては、この限りではない。

４３．福島県川俣町（山木屋の区域に限る。）において産出されたわさび（畑において栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４４．福島県須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町及び葛尾村において産出されたうど（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４５．福島県国見町において産出されたうわばみそう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４６．福島県伊達市、郡山市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町及び葛尾村において産出されたくさそてつについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４７．福島県福島市、二本松市、南相馬市及び大玉村において産出されたくさそてつ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４８．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村及び葛尾村において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

４９．福島県西会津町及び只見町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５０．福島県二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき

市、川俣町、楢葉町、川内村及び葛尾村において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５１．福島県広野町及び大玉村において産出されたぜんまい（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５２．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村及び葛尾村において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５３．福島県葛尾村において産出されたふきについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５４．福島県楢葉町において産出されたふき（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５５．福島県福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、広野町、楢葉町及び葛尾村において産出されたふきのとう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５６．福島県南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村及び葛尾村において産出されたわらびについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５７．福島県福島市、二本松市、いわき市、伊達市及び広野町において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５８．真野川（支流を含む。）及び新田川（支流を含む。）において採捕されたあ

ゆ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

５９．福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６０．真野川（支流を含む。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６１．真野川（支流を含む。）において採捕されたふな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６２．新田川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。

６３．太田川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）並びに福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６４．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（１２月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６５．福島県富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（１２月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し

控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、富岡町（平成30年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成29年９月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成30年５月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯舘村（平成30年４月20日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）において貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りではない。

６６．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村及び飯舘村において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

６７．貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

６８．貴県において捕獲されたかるがもの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

６９．貴県において捕獲されたきじの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

７０．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村及び檜枝岐村において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

７１．貴県において捕獲されたのうさぎの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

７２．貴県において捕獲されたやまどりの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

７３．貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるしかの肉については、この限りではない。